

平成28年第4回小鹿野町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成28年4月25日 午後2時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 小鹿野町役場両神庁舎 中会議室
- 3 農業委員 (14人)
  - 会長 1番 黒沢 裕幸
  - 会長職務代理 9番 吉田 恭寛
  - 農業委員 2番 加藤 功一 3番 猪野 篤 4番 黒田 秀夫
  - 5番 田嶋 敏男 6番 多比良 武和 7番 宮本 岩雄
  - 8番 町田 考子 10番 高橋 克予 11番 新井 弟治
  - 12番 新井 正志 13番 高橋 正明 14番 加藤 貞夫

農地利用最適化推進委員

- 第1 強矢 福司 第2 五十嵐 憲一 第3 豊田 均
- 第4 犬木 勇 第5 黒澤 忠弘 第6 黒澤 八重子
- 第7 加藤 賢司 第8 増島 敏雄

- 4 欠席委員 無し
- 5 農業委員会事務局職員
  - 事務局長 坂本 正明 事務局 根岸 博司 岩崎 一弥

- 6 議事日程
  - 日程第1 議事録署名委員の指名
  - 日程第2 議案第8号
    - 農地法第4条の規定による許可申請の審議について (1件)
  - 日程第3 議案第9号
    - 農地法第5条の規定による許可申請の審議について (3件)

報 告

- 1 6ヶ月後の現地確認について  
平成27年10月申請分について (5件)

そ の 他

- 1 地籍調査の協力依頼について
- 2 保険加入等について

事務局長 只今から平成 28 年 第 4 回農業委員会総会を開会させていただきます。決まりによりまして、総会の出席者を数える場合、農業委員さんの定数で数えさせていただきます。

農地法の第 3 条、第 4 条、第 5 条の許可等がありますが、これにつきましては、農業委員さんのみ議決権があるということで、挙手をいただくことになります。推進委員さんにつきましては、それに関連することについて発言することは出来ませんが、議決権が無いということですので、御了承いただきたいと思います。よろしくお願ひ致します。

本日の出席者は農業委員さん 14 名で定足数に達しています。これより会議を始めさせていただきます。会長より御挨拶をいただきたいと思います。

議 長 それでは、改めましてお世話になります。顔を合わせるのは、農業委員さんは今回 2 回目で、現地確認に行かれた方は 3 回目になります。今月は本当に御苦労していただいています。今回、農業委員さんと最適化推進委員さんに全員集まっていただきましたので、これから小鹿野町のために、農業を少しでも前向きな体制で出来るように、皆さんと進めていければ良いと思っています。先日、町長からお話があったように各直売所の生産者が高齢になり、出荷していただける物が少なくなっているというような状況です。ですから、退職された方や 65 歳くらいの方にも少しでも出荷していただけるようお手伝いをしていきたいと思っています。最適化推進委員さんには、遊休農地や耕作放棄地の解消に向けて話し合いながら、良い方向に進んで行けたらと思っています。

また、この席をお借りして、熊本県地方では、大変大きな地震に見舞われまして、被災した方が大勢いらっしゃいます。心よりお見舞い申し上げます。

それでは、本日はよろしくお願ひ致します。

事務局長 ありがとうございます。それでは、議事の進行を会長にお願いしたいと思います。

議 長 それでは、日程に基づきまして会議を進行させていただきます。

日程第 1 議事録署名委員の指名

指名につきましては私から御指名させていただきます。今回は 4 番 黒田秀夫委員さん、5 番 田嶋敏男委員さん、以上 2 名を御指名申し上げます。

議 長 続きまして、日程第 2 議案第 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について」(1 件)でございます。上程し議題と致します。これは、2 番委員さんが申請当事者になっています。一時退席していただきまして、審議に入りたいと思います。

事務局長　ここで補足させていただきます。本来ですと、皆さんにお配りして説明しなければいけないのですが、口頭で説明させていただきます。小鹿野町農業委員会会議規則の第10条に「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっておりますので、2番委員さんには退席していただきました。

議　長　事務局が説明する際に、当事者がいらっしゃると気を使うと思いましたが、最初から席を外していただきました。それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局　〔事務局説明〕

議　長　事務局の説明が終わりました。ここで現地確認の報告をお願いします。

5番委員　お世話になります。先週20日の水曜日に4番委員さんと事務局2名、合わせて4人で現地確認に行って来ました。先程、事務局の説明があった通りです。場所については、黒海道バイパスの信号の所の左側で、〇〇〇〇の駐車場の反対側です。ここに太陽光発電を設置するということです。場所的には日当たりも良く、排水面でも問題は無いと思いました。以上です。

議　長　現地確認の報告が終わりました。ここで御質疑を承りたいと思います。御質疑はございますか。

3番委員　よろしいですか。

議　長　はい、どうぞ。

3番委員　確認です。水路があり、排水等問題無いということですが、農地として問題無いということですか。

5番委員　その点につきましては、太陽光発電設備の場合でも、住宅を建築する場合でも、水が一か所に集まりますと、排水等で隣接の田畑に極端に水が多く流れるということがあります。作物が作ってあった場合には、水による被害が出るということを想定しました。〇〇〇番地辺りに水の流れるような堀があったので、その堀を使うことにより、隣の畑に流れないので問題は無いと思いました。

議　長　ここで農地法4条について事務局から説明をしていただきます。

事務局 それでは、農地法 4 条についておおまかに説明させていただきます。農地の所有者が、農地を農地以外のものに転用して使用したいということで、4 条という申請があります。これには許可申請書が 3 通必要になります。また、全部事項証明と言いまして、申請する土地の登記簿、本人の印鑑証明、公図、案内図が必要になります。今回については、太陽光発電設備の配置図、設計図、事業計画書、資金計画、残高照会、工程表、資材の資料等を添付していただいています。

今回の申請にはありませんでしたが、農地同士が隣り合わせの場合は、隣地の承諾と言いまして、本人以外の所有者の承諾書を添付していただいています。

おおまかですが、4 条についての説明とさせていただきます。

3 番委員 よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

3 番委員 農業委員会は、申請に出てきた農地が優良農地か否かを審議するというので、農地を守ろうということではないのですね。

事務局長 農地法の目的は、国民に対する食糧の安定供給の確保ということで、農地を守っていくことが根本的にはあります。只、農地につきましては、他のことで有効に活用するという場合は、今回のように許可をいただいて農地から外すという制度になっています。ご了承いただきたいと思います。

3 番委員 止むを得ないという理由書が添付されて申請が挙がってきていると思います。その理由の説明は無いのですか。

事務局 説明不足で申し訳ありません。今回の申請に関しましては、本人から耕作がなかなか出来なくなってきたので、遊休農地で放置するよりも太陽光発電設備を設置して有効利用したいということで、申請が挙がっています。

3 番委員 分かりました。

議長 他に御意見はございませんか。

9 番委員 よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

9 番委員 公図では隣地に農地は無いように見えますが、いかがですか。

事務局 先程説明させていただいた通り、隣地は全て本人のものなので、隣地の承諾は添付されておりません。

議 長 他に御意見はございませんか。

(質疑無し)

議 長 御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、先程事務局長から説明がありましたように、農業委員さんの挙手でお願いしたいと思います。

日程第 2 議案第 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について」(1 件)でございます。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願い致します。

(全員賛成)

議 長 全員賛成によりまして許可相当とすることに決定致します。

(2 番委員復席)

議 長 続きまして、日程第 3 議案第 9 号ですが、審議に入る前に事務局より農地法第 5 条について説明をしていただきます。

事務局 それでは、農地法第 5 条の申請について説明をさせていただきます。第 4 条と内容的には大差はありませんが、第 5 条の場合は、渡す人と受ける人がいるということです。第 4 条の場合は、所有者が自分の農地に建物を建てる、または農地以外の物にするということです。第 5 条の場合は、所有者が別の受け人に所有権の移転をしたり、貸したりするという事です。添付していただく書類に関しては、許可申請書、全部事項証明、印鑑証明、資金計画、事業計画書、配置図、建物を建てる場合は、平面図、立面図、排水の計画も必要になります。

議 長 続きまして、日程第 3 議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について」(3 件)でございます。一括上程し議題と致します。尚、この番号 1 につきましては、3 番委員さんが申請当事者になっていますので、一時退席をしていただき、番号 1 のみを審議させていただきます。よろしくお願い致します。

(3 番委員退席)

議 長 それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 [事務局説明]

議 長 ありがとうございます。続きまして、現地確認の報告をお願い致します。

5 番委員 現地確認の報告を致します。同じく先週の水曜日に行って来ました。事務局の説明の通りで、場所については、飯田の八幡神社の入口の上の左側で、〇〇〇〇の隣です。農機具置き場として使用したいということですが、〇〇〇〇は左上にある〇〇〇〇さんの宅地からではないと入れない所になっています。当事者同士の話し合いで、所有権を移転するという事だと思えます。以上です。

議 長 現地確認の報告が終わりました。ここで御質疑を承りたいと思います。御質疑はございますか。

9 番委員 よろしいですか。

議 長 はい、どうぞ。

9 番委員 〇〇さんは農機具置き場として使用したいということですが、〇〇さんの農地はどの辺にありますか。

事務局 農地の確認はしていませんが、公図を見た限りでは周辺に農地はありません。只、道路と表記してある所が申請地の横にあります。〇〇〇〇の宅地の方の持ち物のようで、ここに誰も入って来れないということでした。〇〇〇〇が宅地になっていて、〇〇さんの母家があります。この脇を通れば入って行くことが可能だということです。次の番号 2 で申請が挙がっていますが、そこと併せて農機具置き場として使用して、出入りしたいということです。

議 長 他に御質疑はございますか。

(質疑無し)

議 長 御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、農業委員さんの挙手でお願いしたいと思います。

日程第3 議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」番号1の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願い致します。

(全員賛成)

議 長 全員賛成によりまして許可相当とすることに決定致します。

(3番委員復席)

議 長 続きまして、日程第3 議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」番号2、番号3の説明を事務局よりお願い致します。

事務局 [事務局説明]

議 長 事務局の説明が終わりました。続きまして、現地確認の報告をお願い致します。

5番委員 それでは、現地確認の報告を致します。番号2の飯田の大道下の〇〇さんの件ですが、事務局の説明の通りです。追認ということですが、特に問題は無いと思います。

続きまして、番号3の下小鹿野の〇〇〇〇の件ですが、新しい工場を建設したいということです。公図を見ますと、赤枠で囲んである右隣りに〇〇〇〇で小鹿野町と表記されています。道路の付け替えでこちらに新しく道を造ったということです。〇〇〇〇、〇〇〇〇と〇〇〇〇の間には水路があります。この水路というのは、〇〇〇〇、〇〇〇〇の部分に入っています。先日の〇〇〇〇の説明によりまして、この水路は残したままで、これより手前に新工場を建設するということでした。この水路を残す理由は、末端を止めてしまうと途中で水が溢れるので、末端は繋いでおかなければならないことと、一軒だけですが、まだ水田を作っているという説明がありました。他については問題無いと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。ここで御質疑を承りたいと思います。番号2、番号3につきまして、御質問等ございますか。

5番委員 すいません。もう一つ説明をさせていただきます。小鹿野町の道路の付け替えということですが、〇〇〇〇は小鹿野町で道路と表記してあり、その右に斜めになっ

ているのが昔の道でした。その道路をこちらに付け替えるということでした。以上です。

議 長 質問等ございますか。

(質疑無し)

議 長 御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には農業委員さんの挙手をお願い致します。

日程第3議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」番号2、番号3の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願い致します。

(全員賛成)

議 長 全員賛成によりまして許可相当とすることに決定致します。

議 長 続きまして、報告です。

6ヶ月後の現地確認について 平成27年10月申請分について(5件)でございます。現地確認の報告をお願い致します。

5番委員 それでは、報告致します。

第4条の番号1の〇〇さんの長屋住宅についてですが、現在着工中です。

続きまして、番号2の〇〇さんの住宅用地についてですが、建設が終了しています。通常、農地を宅地にする場合は、面積は500㎡までですが、この743㎡については、進入道路が含まれているということで、問題は無いと思います。

続きまして、第5条の番号1の〇〇さんの資材置場ですが、昔と変わらず資材置場になっています。

続きまして、番号2の〇〇さんの自己用住宅は着工済みです。

番号3の〇〇〇〇の太陽光発電設備も着工済みです。以上です。

議 長 ありがとうございます。

議 長 続きまして、その他です。

1 地籍調査の協力依頼について

2 保険加入等について

事務局より説明をお願い致します。

事務局 〔事務局説明〕

議長 事務局から説明がありましたが、是非お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。  
(異議無し)

議長 以上で、上程されましたすべての議案が終了しました。これにて、議長の席を下ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長 それでは、慎重、御審議いただきましてありがとうございました。通常は 25 日の午後 1 時 30 分からの開催になりますが、審議の件数や視察の関係がありますので、時間が変更になると思います。後日通知させていただきます。本日はお忙しい中、大変ありがとうございました。以上をもちまして平成 28 年 第 4 回農業委員会総会を閉会させていただきます。大変ありがとうございました。